平成２８年（フ）第３０号
三重県伊賀市上野忍町2441－１　レオパレス忍313号、住民票上の住所富山県高岡市伏木古府１丁目12番17号
債務者　荒山　慶一
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田すみ江
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１２７号
滋賀県草津市南草津４丁目３番地16―301、前住所滋賀県草津市野路８丁目14番２号
債務者　林田　将彰
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三田村　愛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０号
鳥取県米子市東福原２丁目９番３号、旧住所広島県広島市安佐北区あさひが丘315番地
債務者　船井　譲司
１　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　栄治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８１号
兵庫県伊丹市大野１丁目61番地１　伊丹大野パークホームズ204号
債務者　宮野　直輝
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細川　敦史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０４５号
横浜市南区別所３丁目27番３―404号
債務者　佐藤　雄二
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　寛康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４－１　ジョイフル武庫之荘Ｉ－206、住民票上の住所神戸市垂水区下畑町306番地の１、(前住所）兵庫県尼崎市武庫町１丁目40―26
債務者　ウィードこと　岩崎　春房
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀若　浩幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３５号
兵庫県西宮市今津曙町13番21―502号
債務者　鎌谷　　功
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊田　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１号
青森県北津軽郡鶴田町大字境字池田26番地
債務者　仕出しの大田こと　太田　鈴子
１　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩谷　直子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午後３時
５　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
広島県福山市春日町７丁目５番８―203号
債務者　小鍋　健一
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　晃基
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３３号
広島県府中市土生町1519番地１　府中むつみ園
債務者　鷲田　　茜
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日名　　崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１０１号
長崎県長崎市三原２丁目４番３号　Ｐｒｅｎｄｒｅ　Ａｏｋｉ　201号室
債務者　中村　研二
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　裕介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目53番17号（第２川路ビル416号）
債務者　本城　明浩
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藏前　有代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７６号
北九州市小倉南区若園２丁目４番７号（201）
債務者　野代　　隆
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７８号
北九州市小倉北区上富野２丁目５番21号
債務者　古城　正弘
１　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２８０号
北九州市八幡西区楠橋西３丁目８番４―309号
債務者　氷室　光好
１　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９９号
北海道亀田郡七飯町大川９丁目15番16号
債務者　松浦　翔矢
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１０２号
函館市港町１丁目19番７号
債務者　福井　琴美（旧姓北谷）
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
函館地方裁判所